建築基準法第70条第1項の規定による建築協定書が提出されましたので、同 法第71条の規定により、次のとおり、公告するとともに、当該建築協定書を関 係人の縦覧に供します。

また、同法第72条第1項の規定により、公開による意見の聴取を次のとおり行います。

平成 26 年 11 月 26 日

京都市長 門川 大作

## 1 建築協定書の概要

- (1) 建築協定の名称 京都市西京区桂坂さくら第1地区建築協定
- (2) 申請者の氏名千葉 仁
- (3) 建築協定区域

京都市西京区御陵峰ヶ堂町2丁目24番地1から24番地17まで,25番地1から25番地19まで,26番地1から26番地7まで,27番地1から27番地4まで,27番地6,29番地1から29番地5まで及び29番地7から29番地25まで並びに同区御陵細谷1番地242から1番251まで及び1番253から1番261まで

- (4) 建築協定区域隣接地 京都市西京区御陵峰ヶ堂町2丁目27番地5及び29番地6
- (5) 建築協定の事項 建築物の敷地,位置,構造,用途,形態,意匠及び建築設備
- (6) 協定の期間 10 年間

## 2 縦覧期間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

平成26年11月26日(水)から平成26年12月16日(火)まで (ただし、京都市の休日を定める条例第1条に定める本市の休日を除 < 。)

(2) 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地 京都市都市計画局建築指導部建築指導課(北庁舎 2 階)

- 3 公開による意見の聴取
  - (1) 日時

平成 26 年 12 月 17 日 (水) 午前 11 時 00 分から正午まで

(2) 場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地 京都市都市計画局会議室(北庁舎 7 階整備支援課内)

(3) 主宰者

京都市都市計画局建築指導部建築指導課長 中山 雅永 (都市計画局建築指導部建築指導課)